

## 学校安心ルール(千本ルール)

|              | 学習の時に  | 他の子に対して   | 先生に対して  | その他ルールとして   | 学校等が行うことができる対応   |
|--------------|--|---|---|---|--|
| 基本的な<br>約束ごと | 学校のきまりを守る・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・学習をする   |   |   |   |  |
| 第1段階         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業時間に遅れることが続く</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・からかう、いやがらせを言う</li> <li>・無視する</li> <li>・物を勝手に使う</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を素直に聞かない</li> <li>・指導を無視する</li> <li>・からかう、ひやかす</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・物を大切にしない</li> <li>・自分の机等に落書きする</li> <li>・学校のものを勝手に使う</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・家庭連絡</li> <li>・個別指導</li> </ul>  |
| 第2段階         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のじゃまをする(立ち歩き・暴言なども)</li> <li>・授業に関係のない話をする</li> <li>・授業をさぼり校内でたむろする</li> </ul> (以上のことが継続して行われ、指導・家庭連絡を行っても続く場合)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間はずれにする</li> <li>・悪口、かげ口を言う</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して反抗する</li> <li>・わざとおこらせるようなことを言ったり、したりする</li> <li>・バカにしたようなことを言う</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の物をこわす</li> <li>・夜中に出歩き徘徊する</li> <li>・カードやゲーム等で賭けごとをする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・家庭連絡</li> <li>・場合によっては保護者にきてもらう</li> <li>・個別指導</li> <li>・関係機関と連携</li> </ul> |
| 第3段階         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中、わざと妨害をする</li> <li>・テストのじゃま(立ち歩きなども)やカンニングを繰り返す</li> <li>・学校をさぼり校外にたむろする</li> </ul> (第2段階のことが継続し、指導・家庭連絡をしていても続く場合) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いやがることを無理やりさせる。</li> <li>・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども)</li> <li>・物をわざとこわしたり、すてたりする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> <li>・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・万引きや喫煙など法律に違反するようなことを繰り返す</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・家庭連絡</li> <li>・場合によっては保護者にきてもらう</li> <li>・個別指導</li> <li>・関係機関と連携</li> </ul> |
|              | 第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。   |   |   |   |  |